

令和 4 年 1 2 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1	議案第 9 3 号	令和 4 年度太田市一般会計補正予算（第 7 号）について	1 (別冊)
2	議案第 9 4 号	太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	2
3	議案第 9 5 号	太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	4
4	議案第 9 6 号	太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正について	1 0
5	議案第 9 7 号	太田市地域活動支援センター条例の一部改正について	1 2
6	議案第 9 8 号	太田市公園条例の一部改正について	1 3
7	議案第 9 9 号	指定管理者の指定について（太田市総合体育館）	1 4
8	議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について(太田市まちなか交流館くらっせ・太田市にぎわい交流館)	1 5
9	議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について(太田市産業支援センター)	1 6
1 0	議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について（太田市浜町勤労会館）	1 7
1 1	議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について（太田市新田勤労会館）	1 8
1 2	議案第 1 0 4 号	財産の取得について(内部情報系端末及びディスプレイ)	1 9
1 3	議案第 1 0 5 号	財産の取得について（土地及び建物）	2 1
1 4	議案第 1 0 6 号	財産の無償譲渡について(太田市尾島びっころ地域活動支援センター)	2 4
1 5	議案第 1 0 7 号	財産の無償譲渡について(太田市新田ななくさ地域活動支援センター)	2 5
1 6	議案第 1 0 8 号	（仮称）太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負契約締結について	2 6

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1 7	議案第 1 0 9 号	(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業 電気 設備工事請負契約締結について	3 4
1 8	議案第 1 1 0 号	(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業 機械 設備工事請負契約締結について	3 7

議案第 93 号 令和 4 年度太田市一般会計補正予算（第 7 号）について 別冊

議案第 94 号

太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
太田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
太田市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年太田市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「含む。」の次に「第 16 条第 2 項において「勤務日数」という。」を、「18 日」の次に「（1 月間の日数（太田市の休日を定める条例（平成 17 年太田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 16 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 16 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18 日」を「職員みなし日数」に改める。

附則第 3 項中「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の太田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第16条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

議案第 95 号

太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
太田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市個人情報の保護に関する法律施行条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報保有事務の届出等)

第 3 条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報保有事務の名称
- (2) 個人情報保有事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定による届出をした事項を変更し、又は個

個人情報保有事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出書の写しを一般の閲覧に供するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。

(1) 市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項を記録するもの

(2) 一時的に使用する個人情報であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）第6条第5号に掲げる情報とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第8条 市の機関に対して開示請求をする場合、法第89条第2項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

2 市の機関は、保有する特定個人情報を開示する場合であつて、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手續)

第9条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手續)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成17年太田市条例第10号）第1条に規定する太田市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程の制定又は改廃を行おうとする場合
- （委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（太田市個人情報保護条例の廃止）

第2条 太田市個人情報保護条例（平成17年太田市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（守秘義務に関する経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第13条第2項の規定によるその事務若しくは業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実

施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) 前条の規定の施行前において旧条例第13条第2項に規定する事務又は業務に従事していた者

（開示等の請求の手續に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第14条の規定による開示の請求
- (2) 旧条例第17条の規定による訂正の請求
- (3) 旧条例第18条の規定による削除の請求
- (4) 旧条例第19条の規定による利用等の中止の請求

（罰則に関する経過措置）

第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が管理していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書（以下「公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3条第2号に掲げる者

第6条 前条各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が管理していた公文書に記録された旧個人情報を同条の規定の施行後に自己若しく

は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、
1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 7 条 前 2 条の規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 8 条 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 96 号

太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正について

太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 17 年太田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「太田市個人情報保護条例（平成 17 年太田市条例第 11 号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「太田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年太田市条例第 号。以下「法施行条例」という。）、太田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年太田市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改め、「規定」の次に「による諮問」を加え、「出資法人」を「出資法人等（情報公開条例第 20 条第 1 項に規定する出資法人等をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び個人情報保護条例第 24 条第 1 項」を「、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び議会個人情報保護条例第 46 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「個人情報保護条例第 28 条」を「法施行条例第 11 条」に改め、同条第 3 項中「実施

機関」の次に「(市の機関(議会を含む。)をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項中「及び個人情報保護条例第29条第1項」及び「及び個人情報保護に対する審査請求」を削る。

第7条第1項中「又は第4項」及び「又は出資法人等」を削り、「諮問実施機関等」を「諮問実施機関」に、「個人情報保護条例第21条第1項の決定に係る個人情報」を「保有個人情報(法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第21条第5号アに規定する開示決定等、法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第36条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第43条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。)」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関等」を「諮問実施機関」に改める。

第15条中「第12条」を「第13条」に、「3万円」を「50万円」に改め、同条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(準用)

第12条 第7条から前条までの規定は、出資法人等から第2条第4項に規定する諮問がされた場合における調査審議について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に太田市個人情報保護条例(平成17年太田市条例第11号)第24条第1項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

議案第97号

太田市地域活動支援センター条例の一部改正について
太田市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
太田市地域活動支援センター条例（平成20年太田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表太田市尾島びっころ地域活動支援センターの項及び太田市新田ななくさ地域活動支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 98 号

太田市公園条例の一部改正について
太田市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 30 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市公園条例の一部を改正する条例
太田市公園条例（平成 17 年太田市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（仮設の施設）

第 8 条の 2 政令第 12 条第 2 項第 10 号の条例で定める仮設の施設は、別表第 3 のとおりとする。

第 10 条第 1 項中「又は別表第 3」を「、別表第 3 又は別表第 4」に改め、同条第 2 項中「別表第 3」の次に「及び別表第 4」を加える。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 8 条の 2、第 10 条関係）

種類	単位	金額
八王子山公園の慰霊碑	1 平方メートル 1 年につき	900 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（太田市行政財産使用料条例の一部改正）

2 太田市行政財産使用料条例（平成 17 年太田市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

議案第99号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市総合体育館

2 指定管理者となる団体

太田市飯田町894番地2

株式会社群馬シティマネジメント

代表取締役社長 阿久澤 毅

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

令和４年１２月太田市議会定例会議案 正誤表

○訂正内容

１４ページ 議案第９９号 指定管理者の指定について
「３ 指定の期間」の１行目

誤	令和５年４月１日から令和１０年３月３１日
正	令和５年４月１日から令和１０年３月３１日 <u>まで</u>

議案第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市まちなか交流館くらっせ
太田市にぎわい交流館
- 2 指定管理者となる団体
太田市本町4番22号
特定非営利活動法人クラスセ太田
理事長 吉 田 範 彦
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市産業支援センター
- 2 指定管理者となる団体
太田市清原町12番地1
株式会社太田国際貨物ターミナル
代表取締役 黒 岩 慶 太
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市浜町勤労会館

2 指定管理者となる団体

太田市福沢町143番地5

株式会社忍栄実

代表取締役 金 井 栄

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市新田勤労会館

2 指定管理者となる団体

太田市下小林町387番地

公益社団法人太田市シルバー人材センター

理事長 天 笠 秀 男

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第104号

財産の取得について

次のとおり内部情報系端末及びディスプレイを取得するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 内部情報系端末 245組
ディスプレイ 245台 |
| 2 取得の目的 | 耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末及び
ディスプレイを更新するため |
| 3 取得予定価格 | 33,550,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 太田市西本町33番3号
株式会社シモヤマ
代表取締役 下山 和 男 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

内部情報系端末（デスクトップ型）	2 4 5 組
ディスプレイ（21.5型ワイド）	2 4 5 台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和5年2月28日まで

3 指名競争入札指名業者

有限会社アマガサ（辞退）

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社おかの（辞退）

株式会社カワムラ

株式会社シー・ビー・エス

株式会社シモヤマ

議案第105号

財産の取得について
次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

1 取得する財産

(1) 土地

所在等	地目	面積
太田市龍舞町1563番1	雑種地	544m ²
太田市龍舞町1619番1	雑種地	38,593m ²
太田市龍舞町1632番1	雑種地	287m ²
太田市龍舞町1705番3	雑種地	128m ²

(2) 建物

所在 太田市龍舞町1619番地1

種類	構造	床面積
体育館	鉄骨造セメント瓦葺 ^{ぶき} 2階建	1階 545.27m ²
		2階 368.33m ²
倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	69.73m ²
物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	42.13m ²
ポンプ室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4.83m ²

2 取得の目的 太田市体育施設として整備するため

3 取得予定価格 290,139,721円

- 4 取得の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 大阪府門真市大字門真1006番地
三洋電機株式会社
代表取締役 井 垣 誠一郎



議案第106号

財産の無償譲渡について
次のとおり建物を無償で譲渡するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 建物の名称 太田市尾島びっころ地域活動支援センター
- 2 建物の所在地 太田市安養寺町229番地3
- 3 構造及び延床面積 鉄骨平屋建 468.16㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市安養寺町229番地3
特定非営利活動法人かれーらいす
理事長 岡田 晃
- 5 譲渡の期日 令和5年4月1日

議案第107号

財産の無償譲渡について
次のとおり建物を無償で譲渡するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 建物の名称 太田市新田ななくさ地域活動支援センター
- 2 建物の所在地 太田市新田反町町831番地3
- 3 構造及び延床面積 木造平屋建 499.54㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市新田溜池町105番地1
社会福祉法人新田愛和会
理事長 片山 英 彌
- 5 譲渡の期日 令和5年4月1日

議案第108号

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負
契約締結について

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事の請負契
約を次のとおり締結するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清 水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建
築主体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田金井町6番1ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1, 3 2 9, 7 9 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市浜町10番33号
石川建設株式会社
代表取締役 石 川 雅 之 |

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負
契約締結について附属資料

1 工事の概要

構造 鉄骨造 2階建て

規模 最高高さ 11.52m

延床面積 3,998.11m²

敷地面積 8,089.89m²

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和6年7月31日

3 条件付一般競争入札参加者

石橋建設工業株式会社

石川建設株式会社

関東建設工業株式会社 (辞退)

協和建設株式会社 (辞退)

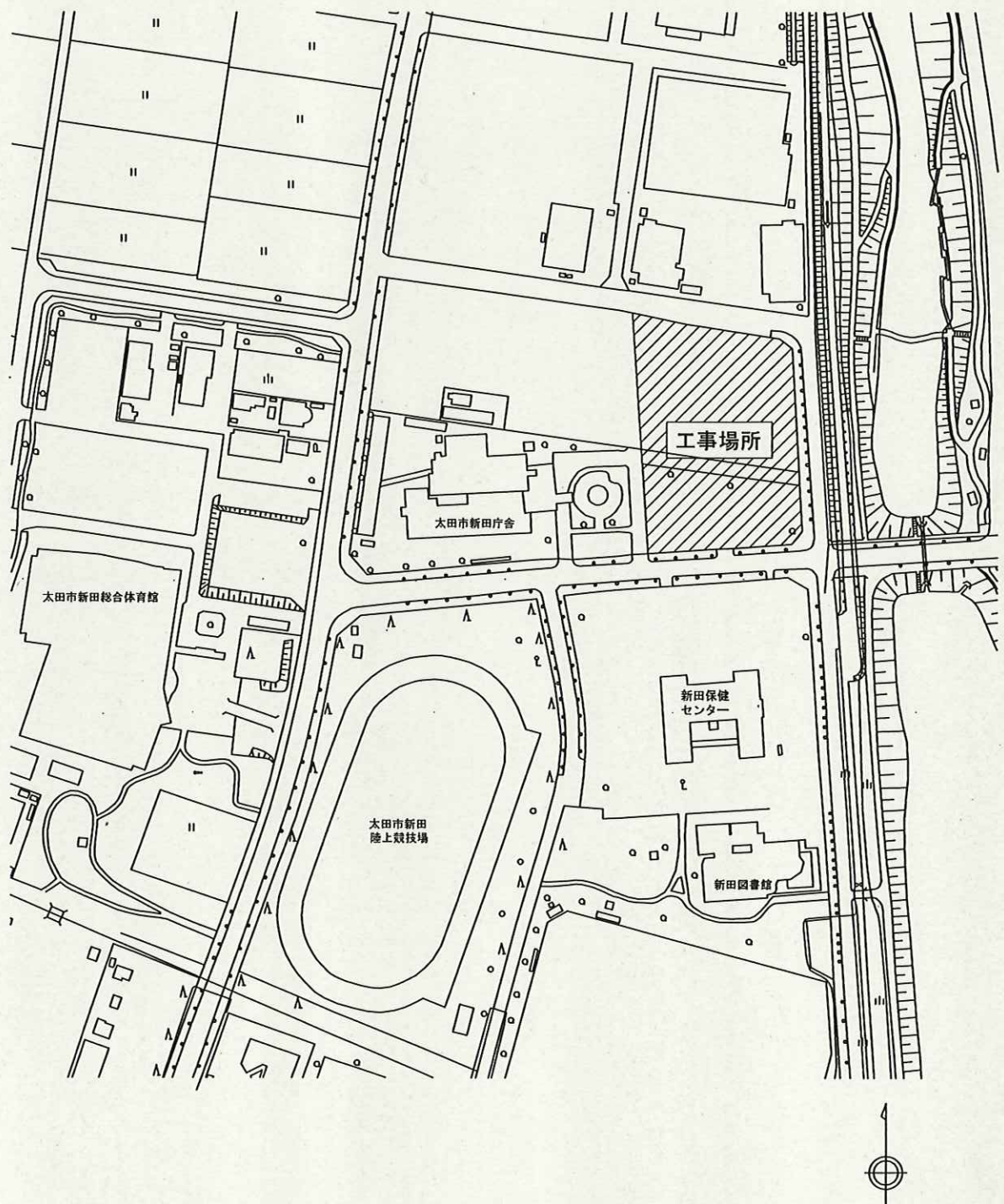
守屋建設株式会社 (辞退)

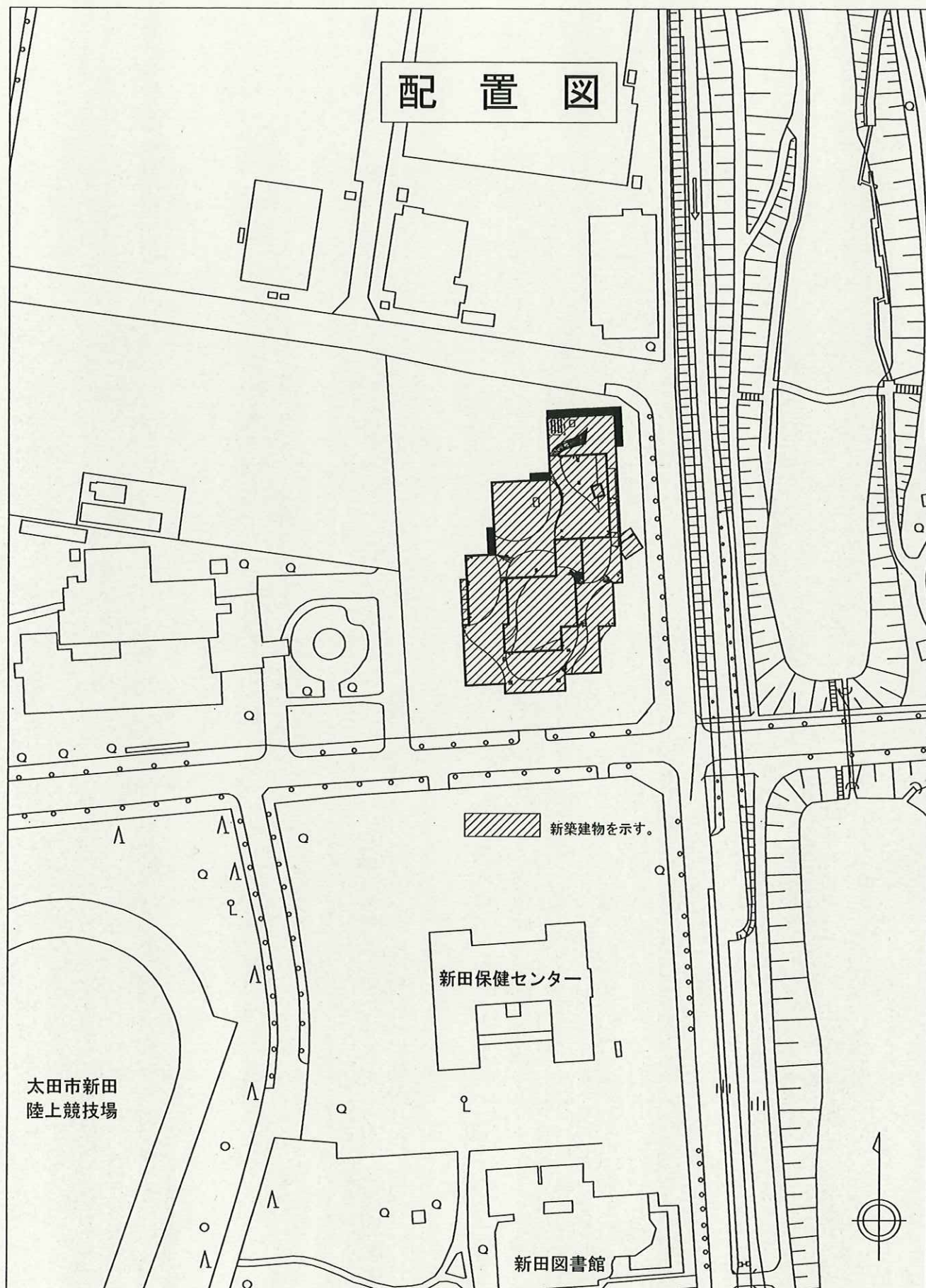
株式会社石宝 (辞退)

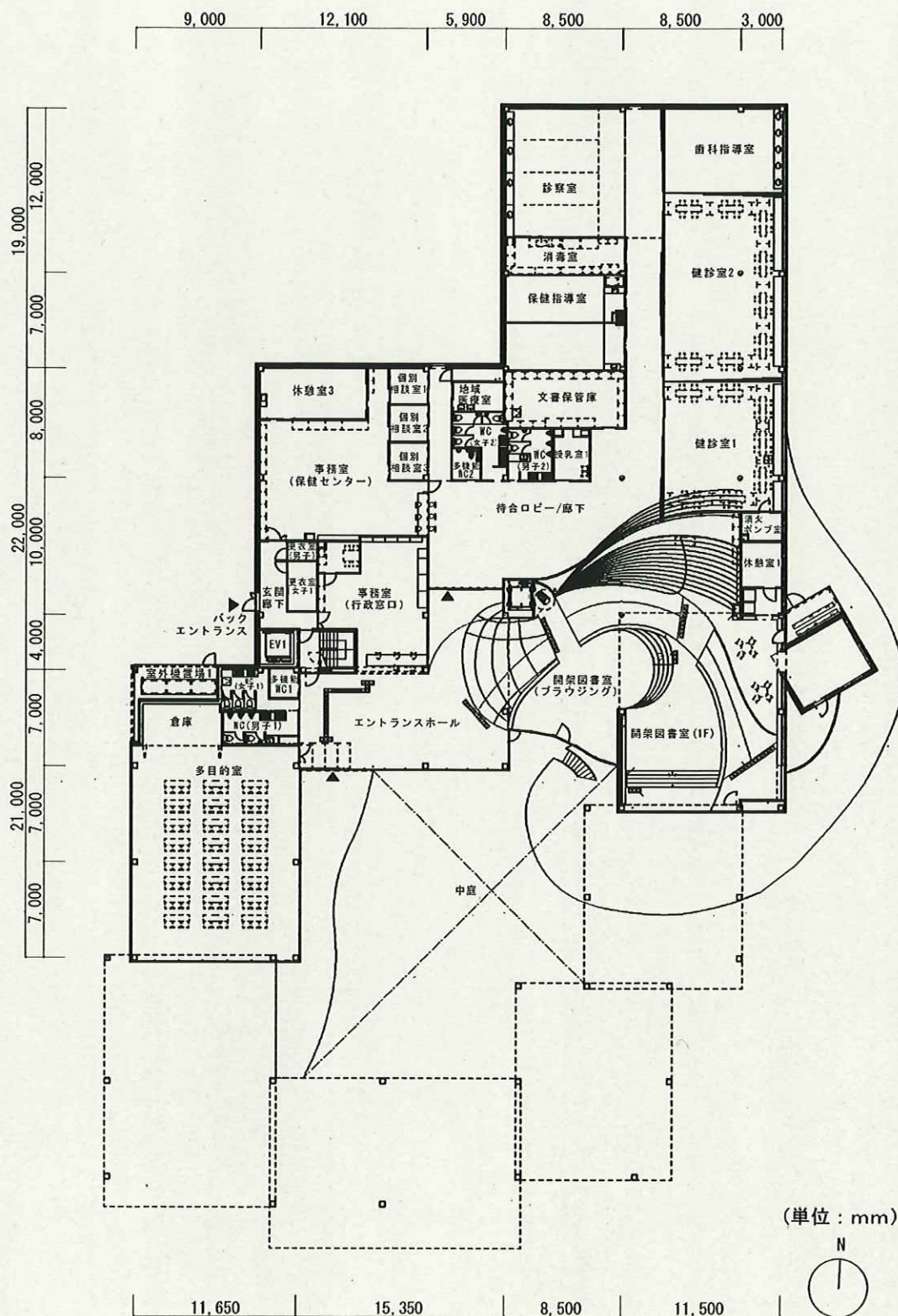
加藤建設興業株式会社 (辞退)

工藤建設工業株式会社 (辞退)

位置図

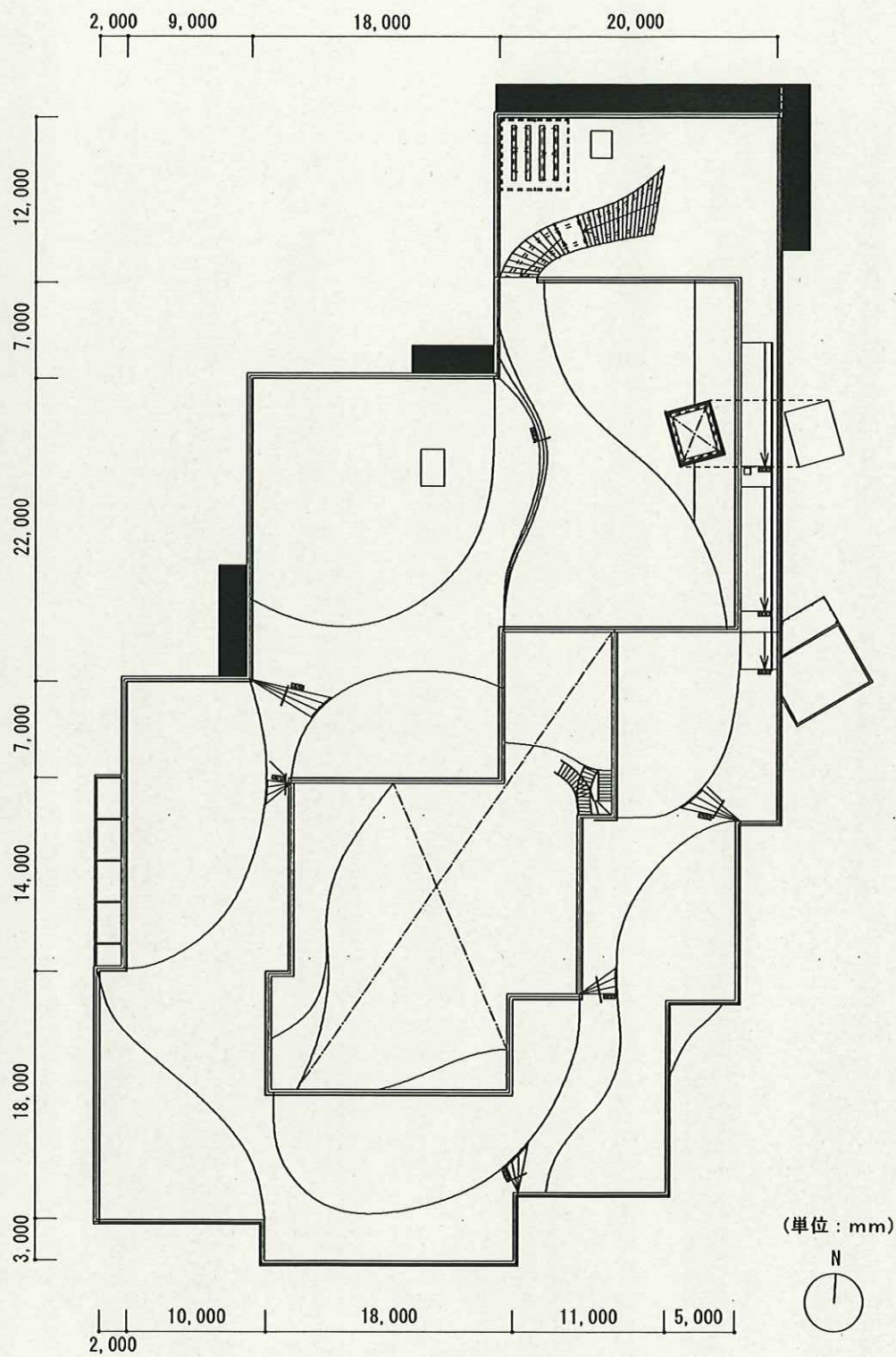




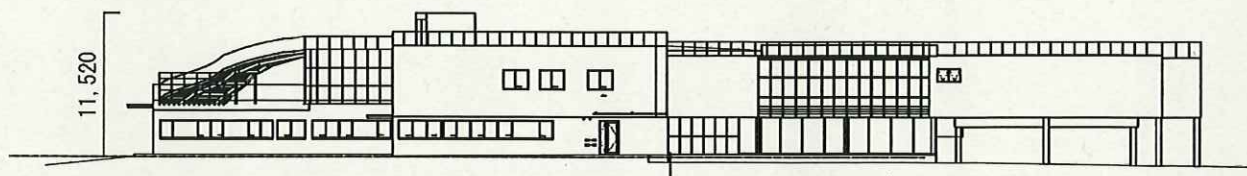


1階平面図



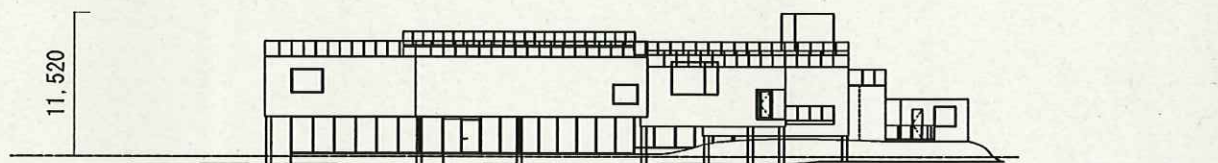


屋上階平面図



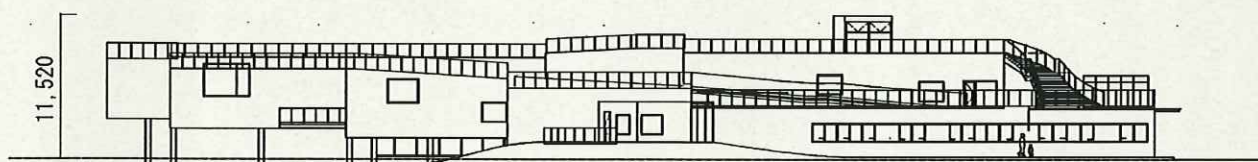
(単位 : mm)

西側立面图



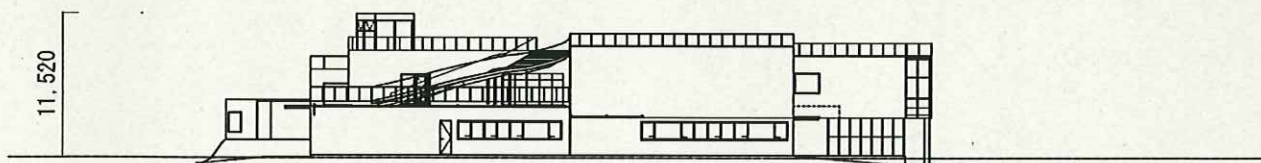
(単位 : mm)

南側立面图



(単位 : mm)

東側立面图



(単位 : mm)

北側立面图

議案第109号

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事請負
契約締結について

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田金井町6番1ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 282,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市内ヶ島町1205番地5
イズミ電機工業株式会社
代表取締役 家 泉 栄 一 |

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 電気設備工事請負
契約締結について附属資料

1 工事の概要

電灯設備工事 一式
動力設備工事 一式
受変電設備工事 一式
発電機設備工事 一式
構内情報通信網設備工事 一式
構内交換設備工事 一式
電気時計設備工事 一式
音響設備工事 一式
非常放送設備工事 一式
誘導支援設備工事 一式
I T V設備工事 一式
機械警備設備工事 一式
火災報知設備工事 一式
構内配電設備工事 一式
構内通信線路設備工事 一式

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日
完成予定年月日 令和6年7月31日

3 条件付一般競争入札参加者

横山電気株式会社
イズミ電機工業株式会社
三光電気株式会社

野村電気株式会社（辞退）

中島電機設備株式会社

株式会社アール・エイチ・サービス

株式会社グンエイ（辞退）

議案第110号

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 機械設備工事請負
契約締結について

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 機械設備工事の請負契
約を次のとおり締結するものとする。

令和4年11月30日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | (仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 機
械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田金井町6番1ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 239,800,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市飯田町812番地
株式会社グンエイ
代表取締役 蓮 沼 敏 美 |

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 機械設備工事請負
契約締結について附属資料

1 工事の概要

空気調和設備工事 一式

換気設備工事 一式

自動制御設備工事 一式

衛生器具設備工事 一式

給水設備工事 一式

排水設備工事 一式

給湯設備工事 一式

消火設備工事 一式

ガス設備工事 一式

床暖房設備工事 一式

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和6年7月31日

3 条件付一般競争入札参加者

春山設備工業株式会社

株式会社日研

株式会社トーカイ

大木建設株式会社 (辞退)

株式会社尾島町清掃社

株式会社コグレ

小林興業株式会社

株式会社グンエイ